

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第38号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

「 監査課

第 1 条中「 監査課」を 地域共生推進部 に改め、「地域ケア推進課」
地域共生推進課」

を削り、「保育企画課」を「幼保企画課」に、「リニア関連都心開発部」を「都心まちづくり部」に改める。

第 2 条スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ戦略課の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同課の項に次の 1 号を加える。

(5) 一般社団法人名古屋スポーツコミッションに関すること。

第 2 条経済局イノベーション推進部スタートアップ支援課の項に次の 1 号を加える。

(3) 起業家人材の育成に関すること。

第2条環境局資源循環部資源循環企画課の項第2号中「一般廃棄物処理基本計画」を「一般廃棄物処理計画」に改め、同条健康福祉局監査課の項の次に次のように加える。

地域共生推進部

地域共生推進課

- (1) 地域共生の推進に係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) 地域福祉の推進に係る企画及び総合調整に関すること。
- (3) 包括的支援の推進に係る企画及び調整に関すること。
- (4) 生活困窮者に対する自立の支援に関すること。
- (5) 低所得世帯に対する給付金に関すること。
- (6) 孤独・孤立対策の推進に関すること。
- (7) ひきこもりの支援に関すること。
- (8) バリアフリーの推進及び整備に関すること（障害企画課の主管に属するものを除く。）。
- (9) 福祉都市環境整備に関すること（障害企画課の主管に属するものを除く。）。
- (10) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (11) 民生委員推薦会に関すること。
- (12) 総合社会福祉会館に関すること。
- (13) 社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会に関すること。

第2条健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課の項第8号中「部内他課」を「部内他課公所」に改め、同号を同課の項第13号とし、同課の項中第7号を第12号とし、第6号を第11号とし、第5号を第10号とし、第4号の次に次の5号を加える。

- (5) 地域包括ケアの推進に係る企画及び総合調整に関すること。
- (6) 認知症施策に係る企画及び総合調整に関すること。
- (7) 高齢者虐待の防止及び権利擁護支援（障害企画課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (8) 地域包括支援センターに関すること。
- (9) 介護予防の推進に関すること（局内他部課の主管に属するものを除く。）

く。）。。

第2条健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課の項を削り、同部介護保険課の項第7号中「地域ケア推進課」を「高齢福祉課」に改め、同課の項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 厚生院に関する事（医療連携推進課の主管に属するものを除く。）。。

第2条健康福祉局障害福祉部障害企画課の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第19号までを1号ずつ繰り上げ、同局生活福祉部保護課の項第4号を次のように改める。

(4) 保護施設に関する事。

第2条健康福祉局生活福祉部保護課の項第6号中「部内他課公所」を「部内他課」に改め、同局健康部保健医療課の項第6号中「中央看護専門学校及び」を削り、同課の項第9号中「健康危機管理対応力」を「災害医療・健康危機管理対応力」に改め、同部健康増進課の項第8号中「地域ケア推進課」を「地域共生推進課」に改め、同条子ども青少年局保育部の項中「保育企画課」を「幼保企画課」に改め、同部幼保企画課の項第3号及び第5号中「及び家庭的保育事業等」を「、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業」に改め、同課の項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 私立学校に関する事（幼稚園教育の振興に係る助成及び小学校就学前の子どもに係る子ども・子育て支援新制度に関する事に限る。）。。

第2条子ども青少年局保育部保育運営課の項第4号中「保育企画課」を「幼保企画課」に改め、同課の項第6号中「及び特定地域型保育事業者」を「、特定地域型保育事業者及び乳児等通園支援事業」に改め、同課の項第7号から第9号までの規定中「及び認可外保育施設等」を「、乳児等通園支援事業及び認可外保育施設等」に改め、同条住宅都市局営繕部企画保全課の項中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 営繕業務に係るDXの推進に関する事。

第2条住宅都市局営繕部営繕課の項に次の1号を加える。

(3) 民間の活力を活用した市設建築物等の整備の推進に関する事。

第2条住宅都市局建築指導部開発指導課の項第2号中「宅地造成等」を「宅

地造成、特定盛土等又は土石の堆積」に改め、同部建築審査課の項に次の３号を加える。

- (9) 建築基準法による全体計画の認定に関すること。
- (10) 局所管の建築に関する事業の建築基準法への適合性についての局内他部課からの相談に関すること。
- (11) 建築基準法に係るD Xの推進に関すること（部内他課の主管に属するものを除く。）。

第２条住宅都市局建築指導部建築安全推進課の項中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号を第３号とし、第５号を削り、第６号を第４号とし、第７号を第５号とし、同課の項に次の１号を加える。

- (6) 建築基準法上の定期報告に係るD Xの推進に関すること。

第２条住宅都市局市街地整備部名港開発振興課の項を削り、同局の項中「リニア関連都心開発部」を「都心まちづくり部」に改め、同条緑政土木局技術指導課の項第４号中「局所管事業に係る情報化施策の企画及び」を「D Xの」に改め、同課の項に次の１号を加える。

- (9) 緑政土木局テクニカルセンター事業に関すること。

第２条緑政土木局農政部都市農業課の項中第21号を第23号とし、第13号から第20号までを２号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の２号を加える。

- (13) 有害鳥獣の捕獲等の許可に関すること。
- (14) 野鳥の保護に関すること。

第６条第８項中「所属職員（」の次に「担当部長（看護師確保に係る特命事項の処理）、」を加え、同条第11項中「住宅及び都市整備等のまちづくり」を「都市整備」に改め、同条第12項中「都市の活性化」を「まちづくり行政」に、「リニア関連都心開発部」を「都心まちづくり部」に改める。

第８条第１項の表防災危機管理局危機管理に係る連絡調整の項を次のように改める。

危機管理に係る連絡調整	1 危機管理に係る連絡調整に関すること。	3
	2 危機管理に係る施策の推進に関すること。	

第 8 条第 1 項の表健康福祉局障害者差別解消・バリアフリーの推進の項を次のように改める。

看護師確保に係る特命事項の処理	1 看護師確保に係る特命事項の処理に関すること。 2 局長の指定する医療関係施設に関すること。	1
-----------------	--	---

第 8 条第 1 項の表住宅都市局の項中

「

交通企画・モビリティ都市推進	1 総合交通に係る企画及び調整に関すること。 2 交通施設の管理に関すること。	1
----------------	--	---

を

」

「

交通企画・モビリティ都市推進	1 総合交通に係る企画及び調整に関すること。 2 交通施設の管理に関すること。	1
保 全 ・ 設 備	1 市設建築物等の保全に関すること。 2 建築設備技術に関すること。	1

に改め、同表

」

緑政土木局の項中

「

技 術	1 局所管事業に係る技術事項の指導及び調整等に関すること。	1
-----	-------------------------------	---

を

」

「

地域企画・危機管理等	1 局の事業に係る防災及び道路等の危機管理の総括に関すること。 2 局長の指定する土木事務所に係る局内重要事項の総合調整に関すること。 3 土木事務所に係ること（局内他部課の主管に属するものを除く。）。 4 前号に掲げる事項に係る予算執行等に関すること。	1
技 術	1 局所管事業に係る技術事項の指導及び調整等に関すること。	1

に改め、同局

」

地域企画の項を削る。

第9条第1項の表防災危機管理局危機管理に係る連絡調整の項を次のように改める。

危機管理に係る連絡調整	1 危機管理に係る連絡調整に関すること。 2 危機管理に係る施策の推進に関すること。	33
-------------	---	----

第9条第1項の表防災危機管理局の項中

「

初 動 対 応	1 危機管理に係る初動対応に関すること。	3
---------	----------------------	---

を

」

「

初 動 対 応	1 危機管理に係る初動対応に関するこ と。	3
災害時保健 医療体制の 強化に係る 調整	1 災害時保健医療体制の強化に係る調 整に関すること。	1

に改め、同表総

」

務局企画部指定都市間の連絡調整の項を削り、同局の項中

「

総合調 整部	公民連携推 進に係る企 画調整	1 公民連携推進に係る企画及び調整に 関すること。 2 大学等と連携した政策の推進に関す ること。	1
アジア ・アジ アパラ 競技大 会推進 部	事 業 調 整	1 アジア・アジアパラ競技大会の開催 都市業務に関すること。 2 アジア・アジアパラ競技大会の競技 会場に係る企画及び総合調整に関す ること。 3 名古屋競馬場跡地開発に係る総合調 整に関すること。	2

を

」

「

総合調整部	調整	1 局長の指定する重要事項の総合調整に関すること。 2 局長の指定する特命に係るプロジェクトの推進及び調整に関すること。 3 その他局長の指定する特命事項の処理に関すること。	1
	公民連携推進に係る企画調整	1 公民連携推進に係る企画及び調整に関すること。 2 大学等と連携した政策の推進に関すること。	1
アジア・アジアパラ競技大会推進部	事業調整	1 アジア・アジアパラ競技大会の開催都市業務に関すること。 2 アジア・アジアパラ競技大会の競技会場に係る企画及び総合調整に関すること。 3 名古屋競馬場跡地開発に係る総合調整に関すること。	5

に改め、

」

同表スポーツ市民局地域振興部の項中

「

区役所の庁舎営繕等	1 局長の指定する区役所及び区役所支所の庁舎営繕等に係る企画及び調整に関すること。	2
-----------	---	---

を

」

「

区役所の庁舎営繕等	1 局長の指定する区役所及び区役所支所の庁舎営繕等に係る企画及び調整に関すること。	1
区役所庁舎関連施設整備等	1 局長の指定する区役所庁舎に関連する施設の整備に関すること。	1

に改め、同局人

」

権施策推進部人権施策に係る特命事項の処理の項を次のように改める。

新たな人権施策に係る企画調整	1 新たな人権施策に係る企画及び調整に関すること。	1
----------------	---------------------------	---

第9条第1項の表スポーツ市民局スポーツ推進部の項中

「

瑞穂公園陸上競技場の改築	1 瑞穂公園陸上競技場の改築に関すること。	1
	2 瑞穂公園の整備に係る特命事項の処理に関すること。	

を

」

「

スポーツ医・科学等に係る企画調整	1 スポーツ医・科学等に係る企画及び調整に関すること。	1
瑞穂公園陸上競技場の改築	1 瑞穂公園陸上競技場の改築に関すること。 2 瑞穂公園の整備に係る特命事項の処理に関すること。	1

に改め、同部の

」

項中

「

アジア・アジアパラ競技大会に係る施設整備等	1 アジア・アジアパラ競技大会の競技会場に係るスポーツ施設の整備に関すること。	1
	2 スポーツ施設に係る特命事項の処理に関すること。	

を

」

「

アジア・アジアパラ競技大会に係る施設整備等	1 アジア・アジアパラ競技大会の競技会場に係るスポーツ施設の整備に関すること。	1
	2 スポーツ施設に係る特命事項の処理に関すること。	
アジア・アジアパラ競技大会によるスポーツ機運醸成	1 アジア・アジアパラ競技大会によるスポーツの機運醸成に関すること。	1
	2 局長の指定するスポーツ戦略の総合的な企画及び調整に関すること。	

に改め、同表経

」

済局産業労働部金融等の項第3号中「こと」の次に「（スタートアップ支援課の主管に属するものを除く。）」を加え、同局イノベーション推進部の項中

「

技術革新支援	1 局長の指定するイノベーションの創出に係る事業の企画及び調整に関すること。	1
	2 企業の先進技術の活用に係る支援に関すること。	

を

」

「

技術革新支援	1 局長の指定するイノベーションの創出に係る事業の企画及び調整に関すること。	1
	2 企業の先進技術の活用に係る支援に関すること。	
起業家人材育成	1 起業家人材の育成に関すること。	1
	2 局長の指定するスタートアップの振興に関すること。	

に改め、同表観

」

光文化交流局観光交流部観光プロモーションの項を次のように改める。

観光プロモーション・まつり	1 観光客の誘致に係るプロモーションに関すること。	1
---------------	---------------------------	---

第9条第1項の表観光文化交流局観光交流部の項中

「

多文化共生・国際貢献	1 多文化共生社会の形成に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。	1
	2 外国人留学生に関すること。	

を

」

「

多文化共生・国際貢献	1 多文化共生社会の形成に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。	1
	2 外国人留学生に関すること。	
MICE推進に係る特命事項の処理	1 MICE推進に係る特命事項の処理に関すること。	1

に改め、同部国

」

際展示場利用促進の項を次のように改める。

M I C E 誘致強化	1 見本市・展示会等の誘致及び開催支援に関すること。	1
--------------	----------------------------	---

第 9 条第 1 項の表観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化施設に係る企画調整等の項を次のように改める。

文化施設に係る企画調整等	1 局長の指定する文化施設に係る企画及び調整に関すること。	2
	2 局長の指定する文化施設の整備に関すること。	

第 9 条第 1 項の表環境局事業部路上禁煙・住居の不良堆積物対策の推進等の項を次のように改める。

路上禁煙・住居の不良堆積物対策の推進等	1 路上禁煙に係る事業の調整及び推進に関すること。	1
	2 ごみの散乱防止に関すること。	
	3 住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る対策の推進に関すること。	
	4 ごみの排出指導に関すること（資源循環推進課の主管に属するものを除く。）。	
	5 作業用自動車に関すること。	
	6 局長の指定する収集等に係る事業の調整に関すること。	

第 9 条第 1 項の表環境局施設部の項中

「

南陽工場設備更新	1 南陽工場の処理施設に係る設備の更新に関すること。	1
----------	----------------------------	---

を

」

「

南陽工場設備更新	1	南陽工場の処理施設に係る設備の更新に関する事。	1
鳴海工場大規模改修	1	鳴海工場の処理施設に係る大規模改修に関する事。	1

に改め、同表健

」

康福祉局の項中

「

高齢福祉部	持続可能な敬老パス制度の構築	1	持続可能な敬老パス制度の構築に関する事。	1
-------	----------------	---	----------------------	---

を

」

「

地域共生推進部	包括的支援の推進に係る企画調整	1 包括的支援の推進に係る企画及び調整に関する事 2 生活困窮者に対する自立の支援に関する事	1
	バリアフリーの推進	1 バリアフリーの推進に関する事（障害企画課の主管に属するものを除く。）	1
	バリアフリー整備に係る企画調整	1 バリアフリー整備に係る企画及び調整に関する事	1
	低所得世帯に対する給付金	1 低所得世帯に対する給付金に関する事 2 前号に掲げる事項に係る経理に関する事	1
高齢福祉部	地域包括ケアの推進	1 地域包括ケアの推進に係る企画及び総合調整に関する事 2 認知症施策に係る企画及び総合調整に関する事 3 高齢者虐待の防止及び権利擁護支援（障害企画課の主管に属するものを除く。）に関する事 4 地域包括支援センター及び介護予防の推進（局内他部課の主管に属するものを除く。）に関する事	1
	持続可能な敬老パス制度の構築	1 持続可能な敬老パス制度の構築に関する事	1

に改め、

」

同局高齢福祉部包括的支援の推進に係る企画調整の項、低所得世帯に対する給

付金の項及びひきこもり等支援の項を削り、同部厚生院に係る連絡調整の項第 1 号中「生活福祉部及び健康部」を「医療連携推進課」に改め、同部事業者指定の項第 3 号及び事業者指導の項第 3 号中「地域ケア推進課」を「高齢福祉課」に改め、同局障害福祉部障害者差別解消・バリアフリーの推進の項を次のように改める。

障害者差別 解消	1 障害を理由とする差別の解消の推進 に関すること。	1
-------------	-------------------------------	---

第 9 条第 1 項の表健康福祉局障害福祉部バリアフリー整備に係る企画調整の項を削り、同部事業者指導・就労支援の推進の項を次のように改める。

事業者指導	1 指定障害福祉サービス事業者、指定 障害者支援施設、指定一般相談支援事 業者及び指定特定相談支援事業者の指 導監督に関すること。	1
障害者の地 域生活支 援・就労支 援の推進	1 障害者の地域生活支援に関すること。 2 障害者の就労支援に関すること。	1

第 9 条第 1 項の表健康福祉局生活福祉部厚生院に係る特命事項の処理の項を削り、同部困窮者支援に係る連絡調整の項第 1 号中「高齢福祉部」を「地域共生推進課」に改め、同局健康部中央看護専門学校に係る総合調整の項を次のように改める。

看護師確保 に係る特命 事項の処理	1 看護師確保に係る特命事項の処理に 関すること。	1
-------------------------	------------------------------	---

第 9 条第 1 項の表健康福祉局健康部健康危機管理対応力強化に係る調整の項を次のように改める。

災害医療・健康危機管理対応力強化に係る調整	1 局長の指定する災害医療・健康危機管理対応力の強化に係る調整に関すること。	1
-----------------------	--	---

第9条第1項の表健康福祉局健康部ひきこもり支援に係る連絡調整の項第1号中「高齢福祉部」を「地域共生推進課」に改め、同表子ども青少年局保育部待機児童対策の項を次のように改める。

教育・保育 施設に係る 企画調整	1 局長の指定する待機児童対策に関すること。 2 保育所、幼保連携型認定こども園及び家庭的保育事業等の設置及び開始の認可その他指導（保育運営課の主管に属するものを除く。）に関すること。 3 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等に関すること。 4 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に関すること（保育運営課の主管に属するものを除く。）。 5 私立学校に関すること（幼稚園教育の振興に係る助成及び小学校就学前の子どもに係る子ども・子育て支援新制度に関することに限る。）。	1
教育・保育 施設における 多様な保育等 の推進	1 特定教育・保育施設（市立の特定教育・保育施設を除く。）及び特定地域型保育事業者における多様な保育等の推進に関すること。 2 乳児等通園支援事業の企画、調整並びに設置及び開始の認可その他指導（保育運営課の主管に属するものを除く。）に関すること。	1

第9条第1項の表子ども青少年局保育部保育指導・監査の項を次のように改める。

指導・監査	1 特定教育・保育施設（市立の特定教育・保育施設を除く。）、特定地域型保育事業者及び乳児等通園支援事業の指導監査並びに認可外保育施設等の指導監督に関すること。 2 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、乳児等通園支援事業及び認可外保育施設等の保育等の指導に関すること。 3 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、乳児等通園支援事業及び認可外保育施設等の給食に係る調理及び栄養の指導に関すること。	1
-------	--	---

第9条第1項の表子ども青少年局保育部保育事業の項第2号中「特定地域型保育事業者」の次に「、乳児等通園支援事業」を加え、同表住宅都市局都市計画部の項中

「

駐車場のあり方検討	1 駐車場の企画、設置及び管理運営に関すること。 2 路外駐車場の監督に関すること。 3 建築物の駐車施設の附置の特例に関すること。	1
-----------	---	---

を

」

「

駐車場のあり方検討	1 駐車場の企画、設置及び管理運営に関すること。 2 路外駐車場の監督に関すること。 3 建築物の駐車施設の附置の特例に関すること。	1
ガイドウェイバス次期車両更新等	1 ガイドウェイバスに係る次期車両の更新等に関すること。 2 ガイドウェイバスに係る走行路の改修に関すること。	1

に改め、同局建

」

築指導部の項中

「

建 築 相 談	1 中高層建築物及び共同住宅型集合建築物等の建築に係る相談、指導及び調整に関すること。 2 建築に関する一般相談に関すること。	1
---------	--	---

を

」

「

建 築 相 談	1 中高層建築物及び共同住宅型集合建築物等の建築に係る相談、指導及び調整に関すること。 2 建築に関する一般相談に関すること。 3 日影による建築物の高さの特例許可に関すること。	1
盛土等の規制	1 土石の堆積の規制等に関すること。	1

に改め、同局ま

」

ちづくり企画部の項中

「

金山まちづ くりに係る 連絡調整	1 金山地区のまちづくりに係る連絡調 整に関する事。	1
------------------------	-------------------------------	---

を

」

「

金山まちづ くり	1 金山地区の開発及び整備に係る調査 及び企画に関する事。	1
金山まちづ くりに係る 連絡調整	1 金山地区のまちづくりに係る連絡調 整に関する事。	1

に改め、同局リ

」

ニア関連都心開発部の項を次のように改める。

都心ま ちづく り部	都心まちづ くりに係る 企画調整	1 局長の指定する都心部のまちづくりに係る企画及び調整に関する事 こと。	2
	三の丸まち づくり	1 三の丸地区のまちづくりに係る調査、 企画及び連絡調整に関する事 こと。	1
	栄 開 発	1 栄地区における開発の事業推進に関 すること。	1
	まちづくり 調整	1 リニア中央新幹線の開業に向けた名 古屋駅周辺地区（駅建設地周辺を除 く。）の開発及び整備に関する事 こと。 2 局長の指定する名古屋駅周辺地区の まちづくりに係る総合的な施策の企画 及び調整に関する事 こと。	1
	名駅周辺地 下公共空間 等	1 名古屋駅周辺地下公共空間の整備に 関すること。 2 名駅南地区における公共空間の整備 に関する事 こと。 3 名駅南地区における民間再開発等 に係る調整に関する事 こと。	1
	名駅ターミ ナル事業調 整	1 リニア中央新幹線の開業に向けた名 古屋駅のターミナル機能の強化の事業 に係る調整及び工事に関する事 こと。 2 リニア中央新幹線の開業に向けた名 古屋駅のターミナル機能の強化の事業 に係る補償に関する事 こと。	1

第9条第1項の表緑政土木局技術評価等の項及び情報化施策推進の項を次のように改める。

技術評価等	1 局所管事業に係る総合評価落札方式の技術的な審査に関する事 2 局長の指定する大規模な工事等の検査に関する事 3 局長の指定する工事に係る技術上の調査及び指導に関する事 4 緑政土木局テクニカルセンター事業に関する事	1
D X の推進	1 D X の推進に関する事。	1

第 9 条第 1 項の表緑政土木局道路部特定道路建設等の項を次のように改める。

特定道路建設等	1 局長の指定する電線類の地中化に関する事。 2 局長の指定する道路の立体交差の新設及び改良の工事にに関する事。	1
名駅周辺地下公共空間	1 名古屋駅周辺地下公共空間の新設及び改良の工事にに関する事（住宅都市局の主管に属するものを除く。）。	1

第 9 条第 1 項の表緑政土木局農政部農業振興の項第 2 号中「第14号まで、第19号及び第20号」を「第10号まで、第15号及び第16号」に改め、同部農業企画の項第 2 号中「第15号から第18号まで」を「第11号から第14号まで及び第17号から第22号まで」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例施行細則（平成 24 年名古屋市規則第 89 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「環境局ごみ減量部減量推進課」を「環境局資源循環部資源循環企画課」に改める。

第13条中「担当局長（環境都市推進）」を「環境局長」に改める。